

# 愛厚ホーム佐屋苑改築基本設計プロポーザル実施要領

令和元年10月  
社会福祉法人愛知県厚生事業団

## 1. 一般事項

### ① 名称

愛厚ホーム佐屋苑改築にかかる基本設計プロポーザル

### ② 主催者

社会福祉法人愛知県厚生事業団事務局

### ③ 募集方法

公募型とします。

### ④ 審査

社会福祉法人愛知県厚生事業団 設計業務等契約業者審査会において候補者を選定します。

### ⑤ 備考

今回の設計プロポーザルは、設計者の考え方や技術力等について、評価し、最適な設計者を選定するためのものです。従って、愛厚ホーム佐屋苑の基本設計にあたっては、設計契約者の提案内容を変更することがあります。

### ⑥ 提出先

社会福祉法人愛知県厚生事業団事務局 改築担当（根本）

〒461-0032 名古屋市東区出来町2-8-21

代表電話 052-325-7325

F A X 052-325-7320

電子メール kaichiku@ai-kou.or.jp

ホームページ <http://www.ai-kou.or.jp>

## 2. 参加資格要件

技術提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす者に限ります。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③ 平成30・31年度の愛知県の入札参加資格者名簿に、建築設計業務に係る認定を受けて登載されている者で、事務所を愛知県内に置いていること。

④技術提案書の提出日から対象業務の見積合わせの日までの期間に、「愛知県建設工事請負業者選定要領」に基づく指名停止、又は「愛知県が行なう事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行なう調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

⑤会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3. 手続き

#### ① 実施要領の配布

##### ア 配布期間及び時間

令和元年10月10日(木)～10月23日(水)(土曜、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

##### イ 配布場所

社会福祉法人愛知県厚生事業団事務局

##### ウ 配布する資料

(基本図書)

- ・愛厚ホーム佐屋苑改築基本設計プロポーザル実施要領(本書)
- ・愛厚ホーム佐屋苑改築基本設計プロポーザル技術提案書作成要領

(参考図書)

- ・愛厚ホーム佐屋苑改築整備基本方針
- ・愛厚ホーム佐屋苑改築工事計画の概要
- ・愛厚ホーム佐屋苑施設平面図(既設図面)、敷地図面、他参考資料

#### ② 愛厚ホーム佐屋苑現地見学

- ・希望する場合は、令和元年10月17日(木)～10月30日(水)までの期間に、事前に愛知県厚生事業団事務局 改築担当に連絡し、調整を行うこと。

#### ③ 参加表明書の提出

##### ア 提出期限

令和元年11月5日(火)午後5時まで(必着)(受付時間は午前9時から午後5時までです。)

##### イ 提出場所

社会福祉法人愛知県厚生事業団事務局

##### ウ 提出方法

様式「参加表明書」を記載等し、電子メール又は持参、郵送(提出期限必着とします。郵送の場合は、事務局に到達したかを電話で必ず確認してください。)

##### エ その他

参加表明書提出後の辞退は、様式「辞退届」を記載等し、電子メール又は持参、郵送により提出してください。(提出期限必着とします。郵送の場合は、事務局に到達したかを電話で必ず確認してください。)

#### ④ 質問回答

##### ア 質問の受付期間

令和元年11月 5日（火）正午まで

##### イ 質問方法

質問は、様式（質疑書）により、電子メール（kaichiku@ai-kou.or.jp）での受付とします。

##### ウ 回答

回答は令和元年11月15日（金）午後3時までに電子メールにて参加表明者全員に送信します。

#### ⑤ 技術提案書の提出

##### ア 提出期限

令和元年11月21日（木）午後5時まで（必着）（受付時間は午前9時から午後5時までです。）

##### イ 提出場所

社会福祉法人愛知県厚生事業団事務局

##### ウ 提出部数

10部（また、提出書類全てについてPDF形式で記録したCD-Rを1枚提出すること。）

##### エ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とします。郵送の場合は、事務局に到達したかを電話で必ず確認してください。）

##### オ 作成方法

「愛厚ホーム佐屋苑改築基本設計プロポーザル技術提案書作成要領」による。

##### カ 審査結果の送付

参加者全員に電子メールにて通知します。

##### キ 参考

愛厚ホーム佐屋苑改築整備基本方針において整備内容を示していますが、内容・条件にとらわれない、より良い、自由な提案を求めます。

### 4. 審査会における候補者の選定

#### ① 選定・評価方法

ア 審査会は、すべて非公開で行います。

イ 選定・評価については、技術力、企画力等を含め総合的に審査を行います。

ウ 提案内容についてプレゼンテーションを行って頂く場合もあります。その場合は別途通知いたします。

#### ② 審査結果の発表

ア 審査の結果について、令和元年12月下旬までに参加者全員に電子メールにて通知します。

イ 審査結果に至る経過についての問い合わせには一切応じません。

### 5. 設計業務委託契約

#### ① 契約の交渉

当法人審査会において決定された候補者を当該業務に係る委託契約の見積書徴取の相手方とし、契約の交渉を行います。

## ② 設計業務概要

### ア 業務名

愛厚ホーム佐屋苑改築工事設計業務（基本設計）

### イ 業務箇所

愛西市大井町浦田面268-6

### ウ 業務内容（案）

愛厚ホーム佐屋苑改築工事設計業務（基本設計）

- ・設計条件等整理
- ・法令上の諸条件の調整及び関係機関との打ち合わせ調整
- ・都市計画法による開発許可等必要な諸手続
- ・上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ調整
- ・各種申請書類の作成
- ・基本設計方針の策定
- ・基本設計図書の作成
- ・概算工事費の検討
- ・基本設計内容の建築主である厚生事業団と改築施設である佐屋苑への説明等
- ・その他基本設計に必要な事項

エ 履行期間 ・契約締結日から令和2年12月31日まで

オ その他 ・厚生事業団の定める委託仕様書による建築・建築設備等の設計であり、既存建物の解体等の設計を含みます。  
・打合せその他に関して、交通費の支払いはありません。  
・本設計業務の受託者には、特に支障のない限り、測量調査、地質調査、実施設計業務、工事監理業務についても別途随意契約により委託することを予定しています。

## ③ 契約

候補者から徴取した見積額が愛知県厚生事業団理事長の定める予定価格以下であれば、その額により随意契約を締結します。

## ④ 工事受注資格の喪失

本設計業務を受託した設計者（協力事務所を含む）と資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る全ての工事の入札に参加し又は工事（下請工事を含む）を請負うことはできません。

## 6. 提出書類の取り扱い

### ① 著作権及び意匠

提出された提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとします。

なお、提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておいてください。第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者にすべて帰するものとします。

## ② 提出書類の使用

厚生事業団は、本件に関する事項の公表、展示、その他厚生事業団が必要と認めるときに、提案書が無償で使用することができるものとします。この場合、提案者名を明示します。

また、提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示等に関しては、使用した参加者が当該第三者に承諾を得ておいてください。

なお、提出された書類は返却しません。

## 7. 留意事項

### ① 経費の負担

技術提案書等の作成費、旅費、その他本件の参加に関して要した一切の経費は、参加者の負担とします。

### ② その他

ア 提出書類は6②の場合を除き、提出者に無断で使用しません。

イ 提出書類は、候補者の選定作業に必要な範囲において、複製し使用することがあります。

ウ 技術提案書に記載した配置予定の技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き、変更することはできません。

エ 提出期限以降における技術提案書の差替えは、認めません。

オ 提出された技術提案書は返却しません。